

文化・スポーツに関する全国大会出場に係る助成金等交付要綱

1. (目的)

学校又は社会教育団体が全国大会への出場に要する経費を助成し、又出場者を激励することにより、文化・スポーツのより一層の振興を図ることを目的とする。

2. (助成金・激励金の区分)

助成金・激励金を支給する団体及び個人は、次のとおりとする。

- (1) 助成金は、学校教育活動及び青少年団体がチームとして出場する場合を対象とする。
- (2) 激励金は、学校教育活動及び青少年団体並びに一般社会教育団体に属する者が選抜で個人出場する場合、又は青少年団体及び一般社会教育団体がチームとして出場する場合を対象とする。
- (3) 激励金の交付は、同一年度につき2回を限度とする。

3. (助成金・激励金の対象範囲)

- (1) 県及び東海大会を勝ち抜いて全国大会に出場した場合。
- (2) 県及び県協会等の推薦により全国大会に出場した場合。
- (3) 上記項目に準ずると町長が認めた場合。

4. (助成金・激励金の対象団体等)

- (1) 助成金 ①小・中学校における学校教育活動（文化・運動部等）
②青少年団体（スポーツ少年団）
- (2) 激励金 ①学校教育活動する個人（中学生・高校生）
②青少年団体に活動する個人及びチーム
③一般社会教育団体（大学生含む）で活動する個人及びチーム
④町内に住民登録をしている者。

5. (助成金対象経費)

- (1) 開催地までの旅費 町の旅費規定を適用する。ただし、学校教育活動については、協議のうえバス代を旅費とみなすことができる。
- (2) 宿泊費 町の宿泊規定「5級以下」を適用する。ただし、開催地によっては、協議のうえ支給しないこともある。
- (3) 大会参加費

※ 対象となる人数は、大会要項における登録人数（監督・コーチ含まない）

とする。また、日数は、大会出場に要する最低限の日数とする。

6. (助成金・激励金の額)

助成金・激励金の額は、出場する団体及び個人に次のとおり支給する。

- | | | |
|---------|-----------------------|--------|
| ② 助成金 | ①小・中学校における学校教育活動 | 全 額 |
| | ②青少年団体（スポーツ少年団） | 50% |
| (2) 激励金 | ①学校教育活動・青少年団体（小・中学生） | |
| | 1人当たり | 5,000円 |
| | ②学校教育活動（全国高等学校体育連盟主催） | |
| | 1人当たり | 5,000円 |
| | ③一般社会教育団体及び大学生（町在住者） | |
| | 1人当たり | 5,000円 |

※激励金③に該当する大会

競技種目関係の大会 国民体育大会・全国家庭婦人バレーボール大会等

7. (助成金・激励金の交付申請)

助成金・激励金の交付を受けようとする者は、当該大会に出場するまでに次の書類を神戸町長に提出しなければならない。

- (1) 大会要項および実施計画・収支予算書
- (2) 地区予選の結果表または推薦書の写し
- (3) その他必要と認められる書類

※激励金の交付を受けようとする者は、(1)の大会要項及び(2)地区予選の結果表のみ提出する。

8. (助成金・激励金の実績報告)

助成金・激励金の交付を受けようとする者は、大会終了後速やかに次の書類を神戸町長に提出しなければならない。

- (1) 大会成績表
- (2) 収支決算書
- (3) その他必要と認められる書類

※激励金の交付を受けた者は、(1)の大会結果のみ報告する。

9. (助成金・激励金の返還)

町長は、助成金・激励金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、激励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 自己の責に帰する事由により大会等への出場を中止したとき。
- (2) 不正な方法により激励金の支給を受けたとき。
- (3) その他激励金の目的に反すると認められたとき。

附則 この要綱は、平成9年4月1日から適用する。
この要綱は、平成13年4月1日から適用する。
この要綱は、平成18年4月1日から適用する。
この要綱は、令和3年5月1日から適用する。